第三条の二の二第三十四項ただし書中「前条第十七項」を「前条第十八項」に改める。

第三条の三の見出しを「（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）」に改め、同条第一項ただし書中「又は収益の分配（）を「、収益の分配又は剰余金の配当（）に、「利子又は収益の分配」を「利子等」に改め、同条第二項中「利子又は収益の分配」を「利子等」に改め、同条第三項中「振替口座簿」の下に「（第五項及び第九項において「振替口座簿」という。）」を、「以外の信託財産」の下に「（第五項において「集団投資信託等の信託財産以外の信託財産」という。）」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「利子は、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた内国法人が有する公社債の利子で、当該」を「利子等は、同項に規定する内国法人が支払を受ける公社債の利子等（同条第二項に規定する公社債の利子等をいう。以下この項において同じ。）で、当該公社債の利子等に係る公社債又は社債的受益権を振替口座簿に」に、「利子の」を「公社債の利子等の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「公社債」の下に「及び社債的受益権」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第八条第一項第四号に規定する政令で定める剰余金の配当は、同号に規定する金融機関の振替口座簿に記載又は記録がされた同項に規定する社債的受益権（第九項において「社債的受益権」という。）で、当該金融機関がその引き受けた集団投資信託等の信託財産以外の信託財産に属するものの同条第一項に規定する剰余金の配当とする。

第四条の七第三項中「（平成十年法律第百五号）」を削る。

第二十六条の二十二の見出し中「発行をする者」を「発行者」に改め、同条第一項中「発行をする者の同項」を「同項に規定する発行者（以下この項において「発行者」という。）の同条第二項に、「当該発行をする者」を「当該発行者」に改める。

第二十七条の二第四項中「第三条の二第七項」を「第三条の二第八項」に、「第三条の二第二項」を「第三条の二第三項」に、「同条第八項の」を「同条第九項の」に、「同条第二項各号」を「同条第三項各号」に、「同条第八項第一号」を「同条第九項第一号」に改める。

第三十九条の三十二の二第二項第二号中「特定目的借入れ（第八項第二号」に、「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第八項第二号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第三十九条の三十三の二第一項第三号中「出資の」を「出資（社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の」に改め、「出資（）の下に「社債的受益権を除き、」を加える。

第三十九条の三十三の三の見出し中「発行をする者」を「発行者」に改め、同条第一項中「利子又は」を「同条第二項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）又は」に、「の発行をする者」を「の同条第二項に規定する発行者（以下この項において「発行者」という。）」に、「利子等に」を「利子等に」に、「当該発行をする者」を「当該発行者」に改め、同条第十項第一号中「同条第二項に規定する利子」を「同条第二項に規定する利子等」に改める。

第三十九条の三十五の二第一項中「第六項」を「第八項」に、「第五項」を「第六項及び第七項第一号」に改め、同条第三項中「同号ロ」を「同号ロ(1)」に改め、「により募集される受益権」の下に「（社債的受益権（同号ロ(1)に規定する社債的受益権をいう。第七項において同じ。）を除く。以下この項及び第五項第一号において同じ。）」を加え、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第八項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中「同項第一号ロ⑶」を「同項第一号ロ⑵」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「（前項）」を「（第六項）」に、「計算した金額に」を「計算した金額（当該受託法人が同号ロに規定する特定目的信託に係る受託法人である場合には、当該金額から前項に規定する残額を控除した金額）に」に改め、同項第二号中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第六十八条の三の二第一項第二号ロに規定する分配可能利益の額として政令で定める金額から控除することとされる同号ロに規定する政令で定める金額は、当該特定目的信託の社債的受益権の元本の当該事業年度終了の日における残高の百分の五に相当する金額から当該特定目的信託に係る受託法人の当該事業年度開始の日における利益積立金額に相当する金額を控除した残額（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額が当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される減価償却資産に係る償却費の額を超えるときには、当該残額と当該超える部分の金額に相当する金額に二を乗じて計算した金額との合計額）とする。

一　当該事業年度において特定資産の譲渡（第三十八条の四第四項に規定する賃借権の設定等を含む。）又は社債的受益権に係る受益証券（法第六十八条の三の二第一項第二号ロに規定する受益証券をいう。）の発行若しくは借入れ（以下この号において「特定譲渡等」という。）が行われた場合　当該事業年度において償還をした社債的受益権の元本の額の合計額から当該特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額を控除した金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該事業年度において償還をした社債的受益権の元本の額の合計額

第三十九条の三十五の二第四項の次に次の一項を加える。

5　法第六十八条の三の二第一項第二号イに規定する政令で定める同族会社は、次に掲げるものとする。

一　特定目的信託の受益者の三人以下並びにこれらと法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人及び法人（次号において「特殊の関係のある者」という。）がその特定目的信託の受益権の総数（各受益権の内容が均等でない場合にあつては、その総額）の百分の五十を超える数（各受益権の内容が均等でない場合にあつては、その価額）の受益権を有する場合における当該特定目的信託に係る受託法人

二　特定目的信託の受益者の三人以下及びこれらと特殊の関係のある者（議決権を有する者に限る。）がその特定目的信託の法人税法施行令第四条第三項第二号イからニまでに掲げる議決権のいずれかにつきその総数（当該議決権を行使することができない受益者が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合における当該特定目的信託に係る受託法人

第四十三条の四の次に次の一条を加える。

（特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税）

第四十三条の五　法第八十三条の三第一号に規定する政令で定める事項は、同条に規定する特定目的信託の効力が生じた日から同号に規定する社債的受益権の元本の償還が完了する日までの期間が二十年以下であることとする。

2　法第八十三条の三第二号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する特定資産について、同条に規定する特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き同条に規定する原委託者において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い同条に規定する受託信託会社等への譲渡がなかつたものとして会計処理が行われており、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであることとする。

一　当該信託契約において、当該原委託者により当該受託信託会社等から買い戻されなければならない旨が定められていること。

二　当該信託契約の締結に際し、当該受託信託会社等が当該特定資産を当該原委託者に売り戻すことができる権利を当該原委託者が当該受託信託会社等に付与していること。

（所得税法施行令の一部改正）

第六条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「第五十二条第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

第三百三十六条第五項及び第三百三十九条第七項中「利子所得に」を「利子所得等に」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第七条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条第一項第三号中「発行する株式」の下に「（社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号（特定目的信託契約）に規定する社債的受益権をいう。以下この条において同じ。）を除く。次号において同じ。）」を加え、「持分を」を「持分及び社債的受益権を」に改め、同項第四号中「出資」の下に「（社債的受益権を除く。）」を加え、同条第六項第一号中「次号」を「社債的受益権を除く。次号」に、「当該」を「（社債的受益権を除き、当該）」に改め、同条第九項第一号中「発行済株式又は出資（）の下に「社債的受益権及び」を、「の株式又は出資（）の下に「社債的受益権を除き、当該」を加え、同項第二号中「当該」を「（社債的受益権を除き、当該」に改める。